

平成28年1月14日

答申第657号

#### 1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「平成23年度の決算書に計上した未認識数理計算上の差異を24年度決算において、9,414百万円の訂正をしている。23年度の決算書に虚偽表示があったことに対して正式に経営委員会、理事会等への報告がされていないのではないか」として、「① 当該虚偽表示があったことの報告を受け入れている最上級責任者の役職名 ② NHKとして内規上、このような決算訂正に関してどのような報告・承認の基に処理することになっているのか分かる内部文書」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在しないため、開示することができないとした。

なお、情報提供として、「ご指摘のような未認識数理計算上の差異の虚偽計上や訂正の事実はない」としたうえで、NHKでは、退職給付会計導入時よりデータ等の基準日を貸借対照表日前の一定日とし、貸借対照表日の退職給付債務等を算出しており、算出された数理計算上の差異については当年度の注記に記載するとともに一定の年数で費用処理していること、この処理は導入時より現在に至るまで每期継続して行っていることを説明した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

#### 2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

#### 3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

#### 4 審議の経過

平成28年1月14日（第231回審議委員会）

第678号諮問、審議、答申